平成２６年（フ）第５０１号
堺市北区百舌鳥西之町１丁27番地１　４―402号
債務者　やなぎ造園こと　野口　武司
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１１号
大阪府羽曳野市西浦１丁目１番13号
債務者　倉橋　幹也
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
香川県仲多度郡まんのう町炭所西949番地９
債務者　岡田由加理
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第４４号
香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁86番地13　レオパレス宇多津106
債務者　橋井　隆之
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第９５７号
福岡市博多区井相田３丁目７番27―201号
債務者　内藤　祐也
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４２号
北海道岩見沢市稔町767番地３
債務者　布田　裕幸
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第８９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字鶉792番地１　ガーベラマンション204号
債務者　児玉　貴美
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１７０号
神奈川県足柄下郡湯河原町福浦396番地の１
債務者　久保田英次（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２１４号
神奈川県平塚市中原３丁目２番35号　ハイツミズノ202号
債務者　楠見　寛渡
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４８号
岐阜県中津川市駒場1560番地の25　レジデンス渡辺Ａ101
債務者　原　さやか
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第９０号
静岡県富士市比奈3098番地の８
債務者　鈴木修こと　スズキオサム
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第６７６号
愛知県岡崎市矢作町字祇園16番地　エスポアール祇園Ａ205、住民票上の住所愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地20棟107号
債務者　サラボスタニバハラムこと　ＳＡＲＡＢＯＳＴＡＮＩ　ＢＡＨＲＡＭ
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９２３号
名古屋市中村区香取町１丁目75番地の２　ラ・ソレイユ103号
債務者　葉山　美紀
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７７号
愛知県一宮市森本２丁目17番18号　ササフラスⅡ101号
債務者　高橋　満子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３２号
兵庫県西脇市高嶋町253番地の12　市営住宅749号
債務者　富田　節治
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第８４３号
福岡市早良区有田団地９番503号
債務者　中島　沙織（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８５０号
福岡市中央区平尾１丁目13番20―701号
債務者　梅津　悠子（旧姓毛利）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部